

平成20年第4回東大和市議会建設環境委員会記録

平成20年9月12日（金曜日）

出席委員（7名）

委員長	関田 貢 君	副委員長	吉野 孝 君
委員	粕谷 久美子 君	委員	長瀬 り つ 君
委員	中村 庄一郎 君	委員	押本 修 君
委員	尾崎 信夫 君		

欠席委員（なし）

委員外議員（5名）

議長	佐村 明美 君	18番	中間 建二 君
19番	御殿谷 一彦 君	21番	大后 治雄 君
22番	二宮 由子 君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	石川 和男 君	事務局次長	西永 宣昭 君
議事係長	小島 裕治 君	主 事	新井 利恵 君
主 事	指田 弘安 君		

出席説明員（6名）

副市長	小飯塚 謙一 君	市民部長	北田 和雄 君
福祉部長	榎本 豊 君	建設環境部長	並木 俊則 君
土木課長	木村 哲夫 君	下水道課長	池谷 一 君

会議に付した案件

- (1) 第64号議案 市道路線の廃止について
- (2) 20第9号陳情 下水道使用料の減免についての陳情
- (3) 特定事件調査
行政視察について

午前 9時30分 開議

○委員長（関田 貢君） ただいまから平成20年第4回東大和市議会建設環境委員会を開会いたします。

○委員長（関田 貢君） 第64号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

お諮りいたします。

本案につきましては、これより現地視察を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

それでは、これより現地視察を行います。よろしくをお願いします。

〔 現地視察 〕

○委員長（関田 貢君） 現地視察で路線の状況を確認いたしましたので、第64号議案 市道路線の廃止についてを審査いたします。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しております。直ちに質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（関田 貢君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第64号議案 市道路線の廃止について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（関田 貢君） 次に、20第9号陳情 下水道使用料の減免についての陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（西永宣昭君） 朗読いたします。

20第9号陳情 下水道使用料の減免についての陳情

○委員長（関田 貢君） 朗読が終わりました。

質疑を行います。

○委員（尾崎信夫君） まず、ここでの下水道料金の減免の制度、東大和市において特に決められているのでしょうか。

それから、廃棄物処理手数料の減免、これ障害者に対してどのような制度で減免を今現在されているのか、その実態をお伺いします。

○建設環境部長（並木俊則君） まず、東大和市の下水道使用料の減免についてでございますが、東大和市下水道条例、こちらの第25条第2項になります、その中に各項目をうたっておりますが、その中に各項目をうたっておりますものが減免ということで今行っております。生活保護法により生活扶助を受けている方、児童扶養手当法により児童扶養手当の支給を受けている方、特別児童扶養手当等の支給に関する法律により特別児童扶養手当の支給を受けている方、それと遺族基礎年金の支給を受けている方、あと老齢福祉年金の支給を受けている方、このような項目につきまして、現在東大和市のほうでは下水道使用料の減免ということで行っております。

また、廃棄物処理手数料の減免のほうでございますが、これにつきましては手数料の減免ということでございまして、天災を受けた方については免除、それと生活保護法により保護を受けている方も免除、それと火災等の災害を受けた方については減額または免除、あと教育、社会福祉事業その他の公益を目的とする事業を経営する方のうち市長が指定する方、減額というような内容になってございます。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） まずその減免の関係で、他市のところでそういう例があるところがあったら教えていただきたいと思っております。

それともう一つは障害者の経済負担、これは昭和45年の障害者基本法成立の当時から明記されていることだと思うんですね。その中で、個別の対応については各地方公共団体等にゆだねているところがあると思うんですけども、下水道事業についての現状というか、そういう部分というのを教えていただければと思います。

○建設環境部長（並木俊則君） まず、他市の障害者の方に対する減免の状況でございますが、私どもが調査しましたのは多摩地域の26市でございますが、これにつきましては、この障害者基本法の第21条の趣旨にのっとり中での障害者の方に対する減免という、そういうものは26市一切ございません。これも東京都の下水道局のほうの条例でございますが、そちらに準じて多摩の26市も条例作成をしておりますので、それに準じているところというのがあると思われまして。

それと、障害者基本法の趣旨にのっとり、下水道のほうの減免についての考えでございますが、現在東大和市のほうの減免の内容につきましても、一部特別児童扶養手当を受給されている方を減免の対象としている部分でございますが、大きくは障害者基本法の第21条の趣旨にのっとり部分というのはございませんというのが現状でございます。

以上です。

○委員（吉野 孝君） 先ほどの下水道の使用料の減免ということなんですが、これ具体的にどういう形で減免が、先ほどの生活保護だとか、児童扶養手当だとかというのがありましたけども、減免の内容というのはどんなものなんでしょうか。

○下水道課長（池谷 一君） 現在下水道条例で減免しておる状況でございますが、1カ月につき汚水排出量10トンまでの使用料を免除する内容でございます。1カ月にしますと、金額にしてみますと10トンまでですので、基本料金としての480円の1.05という消費税分を掛けた分が減免になります。制度といたしましては、2カ月で下水道料金を徴収しますので、2カ月につき一律で1,008円の減免状況でございます。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） ちょっと確認なんですけれども、先ほど御答弁で障害児以外の障害者のいる世帯の方と、特別児童扶養手当受給世帯は減免というふうに下水道の話にあったんですけど、障害者という全体のくくりというところではないのかどうかというところの確認をちょっと。

- 建設環境部長（並木俊則君） 特別児童扶養手当の受給の方については、条例のほうで記載しておりまして、そのほかの障害者の方への減免というのは、今は対象にはなっておりません。
- 委員（尾崎信夫君） 廃棄物処理手数料の減免は、これらの児童扶養手当、特別児童扶養手当等が入っていないということでもいいんですか、老齢福祉年金から等々について。廃棄物処理手数料との違いがありますけれども、これらについては、どういうふうにお考えかな。
- 建設環境部長（並木俊則君） 廃棄物の処理手数料のほうにつきましては、児童扶養手当、あるいは特別児童扶養手当等、受給されている方は対象となっておりますが、当市の場合は現在ごみ処理手数料につきましては、通常一般世帯から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源物について無料でございますので、そこがちょっと他市の有料にしているところと違うところがありまして、その部分で通常排出されるごみについては無料収集ということがありますので、あえて廃棄物処理手数料のほうは、その部分というのはないということになります。
- 以上です。
- 委員（尾崎信夫君） 他市はどうなんですか。廃棄物処理手数料が有料化されているところは減免をしているんですか。
- 建設環境部長（並木俊則君） 26市の状況で申し上げますと、ごみ処理手数料が有料のところは、私どもの調査では有料の市が26市中17市あると思われませんが、そのうち障害の方の減免をされている市が11市、されてないところが6市というところで、有料の17市はそんな状況になっております。
- 以上でございます。
- 委員（尾崎信夫君） それから、下水道のこの減免をした理由というのは何かあるんですか。それは根拠ないんですかね。下水道の特別に出した理由。
- 下水道課長（池谷 一君） 現在の下水道使用料の減免状況ですが、これは当市の下水道の供用開始は60年でございまして、26市、東京都も後発の時期でございました。そのとき既に他市は、もうこのような東京都も減免はしているような状況がありましたので、それで最初のほうに最低この生活保護法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当法、国民年金法については、他市と平準の状況でスタートしたような状況でございます。
- 委員（尾崎信夫君） さっきの説明で、東京都の条例に従ってという文言を言われたような気がするんですけども、そこはどうでしょうか。ですから、26市もこの障害者基本法に基づいては減免してないということなんですけれども、東京都のほうの条例には、やはり同じようにこういうことが載っているということですか。障害者については、載ってないということなんですか、その辺について。
- 下水道課長（池谷 一君） 東京都の下水道条例につきましても、障害者基本法にのっとった障害者の減免の規定はございません。
- 委員（長瀬りつ君） ちょっとずれるかもしれませんが、福祉部長がいらっしゃるので、これ全体的なくくりとして、障害者に対する公共料金の減免というのは、生活保護受給者にはNHKとかの受信料とかというもの、基本料金のみとかというのも聞いていますけれども、ほかにどういったものがあるのか、教えていただけますか。
- 福祉部長（榎本 豊君） 今委員のおっしゃいましたNHKですね、それから郵便料金の減免とか、都立施設の利用、さらには携帯電話の料金の割引なども設定されております。
- 以上でございます。

○委員（長瀬りつ君） 廃棄物処理手数料のほうの減免の規定も、下水道条例のほうの減免の規定も、どちらも市長が特別の理由があると認めたものという文言が入っているわけですね。なぜ、これまで障害者ということで、市長が特別に認めれば条例設置はできるわけですが、してこられなかった理由は何でしょうか。

○福祉部長（榎本 豊君） 障害者基本法の第21条によると、その中では各公共団体は公共施設の利用等の減免等の必要な措置を講じなければならないとされておりますけれども、やはりそれを各施策にどういうふうに反映するかというところの問題かと思っておりますけれども、現在の法律改正があったのは平成16年度なんですけれども、そのときに第21条の経済的負担の軽減というのは改正が一斉ございませんでした。ただ、その中でガイドブック等によりますと、現在の流れがやはり時代と社会の変化によって、余り合理的に根拠のなくなった恩恵的なものは見直すべきじゃないかというような考えがあるようでございます。そのかわりに、障害のない方にはないような負担、それはなくすと真の障害者の理解に役立つような制度へ充実、改善することが、これから検討されるべきではないかというようなコメントがガイドブック等には載っているところでございます。ですから、今後各施策におきましては、これは尊重するとともに、そのような時代背景も考慮して考えていく必要はあるのかと認識しておるところでございます。

以上です。

○委員（吉野 孝君） この陳情の理由とされているというか、根拠ですよ。障害者基本法の第21条というところで言っているわけですが、そこの考え方というのは、経済的負担の軽減というのが第21条なんですよ。この中でお聞きしたいのは、この第21条で言われている基本的な考え方だとかというのは、どんなような考えなのか、お尋ねしたいんですけど。

○福祉部長（榎本 豊君） 法律の解釈になりますけれども、この法律は障害者の自立及び社会参加の支援を目的とした基本理念を定めまして、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の総合的かつ計画的な推進により障害者の福祉の増進を図ることを目的とされた法律でございます。その基本理念には、障害者個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。さらには、障害者は社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられること。そして、障害者に対して障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと規定しているところでございます。

この第21条は、地方公共団体に対して、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減、障害者の自立支援を図るための税制上の措置、それから公共施設の利用等の減免その他必要な施策を講じなければならないと規定しているところでございますけれども、施策を講じるに当たりましては、地方公共団体の裁量、政策上の判断にゆだねられているというところでございます。

以上でございます。

○委員（吉野 孝君） 今基本法の基本的な理念の問題について、その項目の中でも生活を保障される権利を有するというのが、そこに当たるのかなと。それと、あわせて先ほどの経済的負担の軽減というのが、そこでやはり根拠というか、理由づけがされているのかなと一つには思います。そういう考え方だと思ってるんですが、ただ私はこの趣旨の中で調査を求めるといふことだけに限定されているので、調査をすればいいのかなというようなこともありますけども、今調査しましたのでね、その結果——私はこの中で見てみると、この陳情の中身は、これは例えば廃棄物処理手数料については、先ほど部長は手数料については無料だということ間違いはないんですが、持ち込みのごみについては有料ですよ、キロ当たりということとらえていま

すよね。

私も持ち込んで有料で払いましたが、そういうようなことがありますけども、そこには先ほどちょっとすべて無料ではなくて、有料の部分があるということは、ちょっとつけ加えておきたいと思うんですけども、それとこの廃棄物処理手数料の減免との整合性に問題があるということの原因を言っているんですが、ここの問題と調査を求めていることと、それから理由の根拠として、第21条の経済的負担の軽減というのを、ここのところを全体で見れば、調査を求めているだけじゃないのかなというふうに、ちょっと推測されるんですよ。ちょっと私のほうの——答弁は求めませんけど。

○委員（尾崎信夫君） さっきの廃棄物処理手数料は、あくまでも有料の部分についての減免が先ほどの説明ですよね、そういうことですよね。他市は、これ減免のことは全然情報は入ってないんですかね。

それともう一つは、東京都の条例に従ってつくったということなんでしょけども、本市としてこの障害者基本法の第21条に基づいてのそれぞれの減免というものは、制度上考えたことはあるのか、ないのか。また、今後考えることも必要になってくるのではないかと思いますけども、それは全然福祉部では考えていらっしゃるのか、ちょっとその考えを聞かせてください。

○福祉部長（榎本 豊君） 今回陳情いただきまして、全庁的にこういうような問題というか、法律ではそのような施策が求められているよというようなところを、ちょうど周知できたところだと思いますので、その判断は各担当課に任せることとしたいと思いますけれども、本来であれば全庁的にどうするのかというようなところでやっていったほうがいいのかなんて気はしておりますけれども、まだ福祉部で考えているレベルでございますので、本来であれば全庁的にこれをやっていくというような方向がいいのかなと思っております。

以上です。

○建設環境部長（並木俊則君） 最初の今回の下水道使用料の減免の他市の状況、動きでございますが、今回いろいろ他市を調査する中でお話は聞いておりますが、実態は同じような状況でございますが、この減免については、このような陳情等も市によっては出されている状況がありまして、今後ほかの市の動きも当然私も注視していかなきやいけないというふうに思っております。少しずつ、このことに関しては、他市も含めて東京都も、もしかしたら動く可能性もあるかなというのが現在の状況です。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） ぜひ、これ東京都がそういう条例であるならば、多分これに基づいてつくられたんですよ、その確認をまずしておきたいこと。

それから今後の流れとしては、やはりこういう陳情が出たということは、こういうことについて東京都が変えないことには——応東京都の下水道を使っているわけですよ、広域の部分があるわけですからね。そういう部分では、やはり東京都に対しても何らかのことをやる必要があるんだろうと私は思うわけですけど、この点についてはどうなんでしょうか。

○下水道課長（池谷 一君） 本市の条例の制定のことですが、東京都の下水道条例ではなく、近隣、先行市の条例も参考にしながら制定していった経緯がございます。それで、この減免につきましては、政策的には各地方自治体の裁量ということが根本的にございますので、東京都は現在しておりませんが、東京都も検討している状況を、今後動向を注視しながら歩調を合わせていくべきことは考えております。

○委員（吉野 孝君） これは、この陳情の中身なんですけれども、先ほど下水道の使用料金の基本料として、

2カ月で1,008円というのが出たんですが、実は今回のこういう陳情がこの時期に出てきたのがなぜなのかなという、ちょっと疑問はあったんですよね。今までだって、こうした軽減措置というのが法律によってされていたわけけれども、実際には下水道についての減免措置というのがされてこなかったと。これは、その陳情者に聞かなければわからないことですが、今の経済状況だとか所得がなかなか上がらない、障害者の人たちも大変な状況にあるということについては一般的にはわかります。それが、やはり2カ月で1,000円を超える金額の負担が重くなってきているんだらうと、そういう状況が生まれてきているのかなということで、私は先ほど何かはっきり言わないんですけども、行政側としてこの問題について、どういう方向で検討されていくのか、何かそんなものがあるんですか。

○建設環境部長（並木俊則君） 建設環境部のほうの下水道使用料の部分だけのお話になって申しわけないんですが、その部分につきましては先ほどからもお話しさせていただいておりますが、現在は特別児童扶養手当を受給されている方以外の部分についての障害者の方については、東京都も含め26市横並びで、その部分についての減免の対応はしておりませんので、ちょうど今横並びの状況でございますので、今後そういった状況を十分踏まえて、東京都との相談もございますし、各市の進行状況もありますし、そういったところを踏まえて、考えていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○委員（尾崎信夫君） ぜひ、これはやはり東京都でさえ特別児童扶養手当が出ているところは、まず障害者がいることに対しても減免されているわけですから、これはきちっと東京都とも協議して、この辺をどうするのか、きっちりこの辺、市として東京都に対しても何らかのアクションを私は起こすべきだろうと。やはり、第21条を考えたときに、障害者の方がいて、片や障害児でない障害者は対象になってないというところに問題はあるんだらうと思いますので、これは全体としてきっちり東京都全体として考えるべきだろうと思いますので、これはしっかりそういうところで意見を述べていただくなり、なぜそうなっているのかということをも市として意見を述べていく必要があると思いますので、これらについて要望はしておきたいと思います。

○委員長（関田 貢君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

○委員（尾崎信夫君） この制度全体、東京都全体が動きがないということのようでございますので、ぜひ東京都に対して、先ほども意見述べさせていただきましたけれども、東京都全体として、この辺の差があることについて、きっちり障害者の方も入れるような制度にしていくように、ぜひこの趣旨を尊重しながら、趣旨に賛成と言ってもちょっと非常に難しいところがあるんだらうと思いますので、それについてもうちょっとしっかり市として、多摩26市、また東京都に対して、全体でこの問題について協議をしていただくことを含めて、趣旨採択でどうかと思うんですけど、皆さんの御意見を聞かせていただきたい。動議になっちゃって、ちょっとその辺、済みませんね。

○委員長（関田 貢君） お諮りいたします。

ただいま尾崎委員から、趣旨採択として採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおりに決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

20第9号陳情 下水道使用料の減免についての陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

○委員長（関田 貢君） 次に、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会の特定事件調査事項をお手元に御配付のとおり決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

次に、閉会中の委員派遣について、お諮りいたします。

ただいま決しました調査のため、委員派遣を行う必要があります。

よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付のとおり、議長に対して委員派遣承認要求をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員（長瀬りつ君） 今の特定事件調査について、行政視察ではないのですが、暫定リサイクル施設についての設置から現在までの経緯について、きょう最終日に全員協議会で「暫定リサイクル施設の建築経過等について」という説明も開催されるようですけれども、議会として調査をする必要があるではないかということで、御提案申し上げたいというふうに思います。

今のこの暫定リサイクル施設のある場所は、3市の資源化施設を建設する想定地ということにもなっておりますので、一連の新聞報道もございましたけれども、それらについて議会として、きちんと調査をする必要があるということで、この委員会として調査をしていただきたいということで御提案したいのですが。

○委員長（関田 貢君） 今の件について、長瀬委員の資料を配らせていただきます。資料を配ってください。

〔資料配付〕

○委員長（関田 貢君） ただいま長瀬委員から、「暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯について」を、

当委員会の所管事務調査とすることについての申し出がありました。本件を議題に供します。

○委員（押本 修君） 19日の全員協議会の議題の中に、「暫定リサイクル施設の建築経過等について」という議題がありますけども、この場ではどんな御説明があるのか、もしよろしければお話しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○副市長（小飯塚謙一君） 大変、このたびは暫定リサイクル施設の関係に各報道等がありまして、御迷惑がかりまして申しわけないと思っております。

私ども、当初の関係では市長のほうから文書で資料報告を考えていたわけですが、全協にお願いしまして、事細かく説明した上で御質疑等をいただきたいというふうを考えまして、今回お願いしたところでございます。

それで、その内容でございますが、当日私ども考えておりますのは、建築の当然今までの経過、それと手続の方法、そして今後のやるべき対処方法、それと予算を使っておりますので、そういうものを含めて御説明したいと、事細かく説明したいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（押本 修君） 例えば、今長瀬委員のほうからの調査についてという理由の中に、過去という言葉から始まっていますので、そういういきさつ等々を含めてのお話ということでよろしいのでしょうか。

○副市長（小飯塚謙一君） そのとおりでございます。この暫定リサイクルができてから、いろいろな施設が今簡単に言いますと4施設というふうに思っていますが、それすべてにつきまして、いつ、どこでやったかということ、わかるものを提示したいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（関田 貢君） 本件の採決を行う前に、各委員の皆さんの意見をお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○委員（吉野 孝君） 行政側のほうから説明がされるということが一つあるんですが、ここに1人2回の発言だとかというような形で、結局のところ制限があるということですよ。だから、十分な内容が明らかになるかということにならないかもしれないという点では、委員会として所管事務調査として、この件を取り上げたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

○委員（尾崎信夫君） 「暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯」という表現をしているんですけども、一連の新聞報道は建築問題ですので、これに特定事件調査をするのか、この辺の問題ですね。設置から現在までの経緯ということになると、さまざま入ってきてしまうんじゃないかと。まさに3市共同のこととか、なぜそこがという話になりかねないんで、そこはどう限定していくかなんで、その辺をちょっときちっとしておきたいんですが。これはあくまでも（発言する者あり）いやいや違う違う、設置から現在に至るという表現にするとですね（発言する者あり）だからそうじゃなくて、建築経過過程についてとかという限定にはできないんですか。ここには一連の新聞報道と書いていますから。

○委員（吉野 孝君） 先ほど長瀬委員のほうからも発言がありましたように、この暫定リサイクル、3市の想定地だということだけであって、3市のことを論じる話でもないということですので、あくまでもこの暫定リサイクル施設の設置の問題ですから、そこは限定されていると思うんですけどね。（「限定してるね」と呼ぶ者あり）はい。

○委員（長瀬りつ君） 建築の経過の過程ということであれば、当然すべて入ってまいりますよね。今回報じら

れているのは違法建築だということですが、消防署の指導も入っています、この施設は。たしかことしの7月になってから、要するに可燃物の保管数量の問題で北多摩西部消防署からも指導が何回か入っておりますので、そういうことも当然絡まってくるだろうなというふうには思いますので、こういう書き方にさせていただきます。建築の経過の過程だけではなくて。

○副市長（小飯塚謙一君） 私どもが今回全協の中で御説明しますのは、「暫定リサイクル施設の建築経過等について」ということですので、その中では当然この施設につきましては、市長のコメントの中でもお話したとおり、指導事務所及び北多摩西部消防署と調整中のところを、今後どういうふうにするかというところで調整しているところを、報道機関のほうに報道されたという内容でございます。それで、要するに簡単に言いますと、各機関からどういう指導がされたとか、そういうものにつきましても、すべて時系列に御報告申し上げたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員（粕谷久美子君） 私も事務調査を進めていっていただきたいなと思います。確かに、事細かく当日19日に全協の中で説明していただくということはあるんですけども、逆にそれは行政の中からの答えであって、私たちの視点というのは、なかなか同じようなところで見ていったとしても進めないところもあるので、やはり私としては、この事務調査を進めていってほしいと思います。

○委員（中村庄一郎君） 一連の新聞報道ということでありますし、また市からのいろんな説明は協議会で受けるということでありますけれども、ひとつそういう意味では調査をしていく必要性もあるのかなというふうには思います。

○委員長（関田 貢君） これより長瀬委員からの申し出のありました所管事務調査の件について、採決いたします。

暫定リサイクル施設の設置から現在までの経緯についてを、建設環境委員会の所管事務調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決しました所管事務調査を閉会中も継続して審査するため、会議規則第101条の規定より、委員長から議長に申し出を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（関田 貢君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（関田 貢君） これをもって、平成20年第4回東大和市議会建設環境委員会を散会いたします。

午前11時 散会